

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則.....（農業経営課）	17
告 示	
○有害興行の指定.....（道民活動文化振興課）	18
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）.....（障害者保健福祉課）	18
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業支援課）	18
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業支援課）	19
○農地法により国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画.....（農地調整課）	19
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	19
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	19
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....（治山課）	19
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	20
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	20
○建設業者の営業所所在地の確知.....（建設情報課）	20
○道路の供用の開始.....（道路課）	20
○宅地建物取引業者の事務所所在地の確知.....（建築指導課）	21
支庁告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	21
道教育庁網走教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	21
道教育庁十勝教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	22
規 則	
北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成18年8月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道規則第112号	

北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則

北海道農業改良資金等貸付規則（平成14年北海道規則96号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前3号に該当する者が主たる構成員である」を削る。

第3条第1項ただし書中「第8号から第10号まで」を「第8号に掲げる資金については前条第1号に掲げる者又は同条第4号に掲げるもの（知事が定めるものに限る。以下この項において同じ。）に対して、第9号及び第10号」に、「資金については前条第1号」を「資金については同条第1号」に、「前条第1号に掲げる者又は前条第5号に掲げる者」を「同条第1号、第4号又は第5号に掲げるもの」に改める。

第4条、第7条及び第11条中「地域農業改良普及センター」を「普及指導センター」に改める。

別記第2号様式その1の2注の事項を同注1の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

2 農業後継者及び従事者以外の家族については、氏名の記入は不要である。

別記第2号様式の2その1中

「2 「家族構成等」の「備考」には、兼業の状況等を記入すること。

3 「直近年の収支状況」は、特別の事情があるときは、直近年の前年の収支状況を記入すること。

4 年金、祝金、生産調整助成金、農業共済金等は、農外収入に含めること。

5 「備考」には、おおむね5年後の農業所得、労働時間及び農家総所得の目標を記入すること。

6 「経営の概要」は、固定資産台帳の写し等内容が分かるものを添付したときは、記入不要である。」

「2 農業後継者及び従事者以外の家族については、氏名の記入は不要である。

3 「家族構成等」の「備考」には、兼業の状況等を記入すること。

4 「直近年の収支状況」は、特別の事情があるときは、直近年の前年の収支状況を記入すること。

5 年金、祝金、生産調整助成金、農業共済金等は、農外収入に含めること。に

6 「備考」には、おおむね5年後の農業所得、労働時間及び農家総所得の目標を記入すること。

7 「経営の概要」は、固定資産台帳の写し等内容が分かるものを添付したときは、記入不要である。」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告		示	
<div>北海道告示第674号</div> <div>北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。</div> <div>平成18年 8月11日</div> <div><div>興行の種別</div><div>興行の題名</div><div>制作会社又は配給会社</div><div>北海道知事 高 橋 はるみ</div><div>指定の範囲</div><div>指定の理由</div></div> <div><div>映画</div><div>薬指の標本</div><div>エイベックス・エンタテインメント</div><div rowspan="3">全部</div><div rowspan="3">著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため</div></div> <div><div>同</div><div>親友の恥母 白い下着の染み</div><div>新日本映像</div></div> <div><div>同</div><div>新日本映像ニュース</div><div>同</div></div> <div><div></div><div>（親友の恥母 白い下着の染み）</div><div></div></div>			
北海道告示第675号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成18年 8月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) 無菌室 一式 (2) 無影灯 一式 2 落札を決定した日 平成18年 6月 2日 3 落札者の氏名及び住所 (1) ア 氏 名 株式会社アクシス イ 住 所 札幌市白石区本通 3 丁目北 6 番18号 (2) ア 氏 名 株式会社札幌メディカルコーポレーション イ 住 所 札幌市白石区本通 3 丁目北 6 番18号 4 落札金額 (1) 42,210,000円 (2) 23,604,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 (1) 平成18年 4月21日付け北海道告示第377号			
(2) 平成18年 4月21日付け北海道告示第378号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目			
北海道告示第676号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成18年 8月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 シーリングペンダント 一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成18年 6月 2日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社竹山 (2) 住 所 札幌市東区北 6 条東 2 丁目 4 随意契約に係る契約金額 90,405,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2 第 1 項第 8 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道保健福祉部福祉局障害者保健福祉課 (2) 所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目			
北海道告示第677号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秩父別土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。 平成18年 8月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所 就 任 平成18. 8. 1 理 事 小 西 梅太郎 雨竜郡秩父別町667番地の14 同 同 同 森 秀 夫 2119番地の 9 同 同 同 得 能 修 2104番地の12			

就任	平成18. 8. 1	理事	山田 憲正	雨竜郡秩父別町2054番地の21
同	同	同	沼田 忠 同	2072番地の 3
同	同	同	佐藤 克行 同	妹背牛町字チクシベツ1210番地
同	同	同	前田 靖 同	字妹背牛7732番地の 2
同	同	監事	植田 利幸 同	秩父別町2048番地の25
同	同	同	小西 喜明 同	妹背牛町字妹背牛7444番地
同	同	同	吉田 徹 同	秩父別町2004番地の 3
退任	同 18. 7.31	理事	高鶴 光雄 同	1534番地の22
同	同	同	平瀬 雄敏 同	2089番地の12
同	同	同	北田 三郎 同	妹背牛町字妹背牛7522番地
同	同	同	森 秀夫 同	秩父別町2119番地の 9
同	同	同	前川 忠英 同	2033番地の28
同	同	同	得能 修 同	2104番地の12
同	同	同	藤坂 博 同	妹背牛町字妹背牛6439番地
同	同	監事	小西 梅太郎 同	秩父別町667番地の14
同	同	同	植田 利幸 同	2048番地の25
同	同	同	小西 喜明 同	妹背牛町字妹背牛7444番地

北海道告示第678号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成18年7月31日、石狩高富土地改良区の定款の変更を認可した。

平成18年8月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第679号

農地法（昭和27年法律第229号）第62条第3項の規定により、次のとおり国が売り渡すべき土地等に係る土地配分計画を公示する。

「次のとおり」は、省略し、その土地配分計画の予定売渡口数及び予定売渡面積は、北海道農政部農業経営局農地調整課に備え置いて縦覧に供する。

なお、「次のとおり」については、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/>）から閲覧することができる。

平成18年8月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

区	分	所在地	地区名
十勝支庁	知事作成分	足寄町	西足寄

同	池田町	様 舞
釧路支庁	知事作成分	標茶町 多 和
同	鶴居村	下幌呂
根室支庁	知事作成分	別海町 奥行白

北海道告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（鶉地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きょ、土層改良））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成18年8月15日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成18年8月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第681号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年8月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 広尾郡広尾町字野塚11線19の2から19の4まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 霧害の防備
 - 解 除 の 理 由 農道用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び広尾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第682号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成18年 8月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所 河西郡中札内村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- 3(1) 解除予定保安林の所在場所 浦河郡浦河町・河西郡中札内村（以上1町1村国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第683号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成18年 8月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷支庁産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第684号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成18年 8月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 中川郡中川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、中川町・勇払郡占冠村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
中川町・占冠村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第685号

次の建設業者の営業所の所在地及び建設業者の所在を確知できないので、建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同条の規定により建設業の許可を取り消すことがある。

平成18年 8月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 営業所の所在地 登別市新生町5丁目5番13号
- 2 商 号 有限会社ワールド
（現在の商業登記上の商号「有限会社北海道賃貸ハウス」）
- 3 代 表 者 名 飯島 隆志
- 4 許 可 番 号 （般－16）胆第04346号

北海道告示第686号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成18年8月11日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><th>路線名及び縦覧場所</th><th>供 用 開 始 の 区 間</th><th>供用開始の期日</th></tr><tr><td>道道 北 檜 山 大 成 線</td><td>久遠郡せたな町北檜山区共和140番地先から</td><td>平成18. 8.11</td></tr><tr><td>北海道函館土木現業所</td><td>久遠郡せたな町北檜山区共和152番2地先まで</td><td></td></tr><tr><td>道道 高 見 西 舎 線</td><td>浦河郡浦河町字野深443番1地先から</td><td>同 18. 8.14</td></tr><tr><td>北海道室蘭土木現業所</td><td>浦河郡浦河町字上向別341番1地先まで</td><td></td></tr></table> 北海道告示第687号 次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。 なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により、宅地建物取引業の免許を取り消すことがある。 平成18年8月11日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><td>1 所 在 地</td><td>登別市新生町5丁目5番地13</td></tr><tr><td>2 商号又は名称</td><td>有限会社北海道賃貸ハウス（旧商号 有限会社ワールド）</td></tr><tr><td>3 代 表 者 氏 名</td><td>取締役 飯島 隆志</td></tr><tr><td>4 免 許 証 番 号</td><td>北海道知事胆振⁽¹⁾第907号</td></tr></table>	路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	道道 北 檜 山 大 成 線	久遠郡せたな町北檜山区共和140番地先から	平成18. 8.11	北海道函館土木現業所	久遠郡せたな町北檜山区共和152番2地先まで		道道 高 見 西 舎 線	浦河郡浦河町字野深443番1地先から	同 18. 8.14	北海道室蘭土木現業所	浦河郡浦河町字上向別341番1地先まで		1 所 在 地	登別市新生町5丁目5番地13	2 商号又は名称	有限会社北海道賃貸ハウス（旧商号 有限会社ワールド）	3 代 表 者 氏 名	取締役 飯島 隆志	4 免 許 証 番 号	北海道知事胆振 ⁽¹⁾ 第907号	平成18年7月25日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 北海道いすゞ自動車株式会社 イ 住 所 北斗市清水川142番地の5 (2)ア 氏 名 函館三菱ふそう自動車販売株式会社 イ 住 所 函館市昭和3丁目32番26号 4 随意契約に係る契約金額 (1) 64,383,500円 (2) 27,841,800円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道函館土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日																						
道道 北 檜 山 大 成 線	久遠郡せたな町北檜山区共和140番地先から	平成18. 8.11																						
北海道函館土木現業所	久遠郡せたな町北檜山区共和152番2地先まで																							
道道 高 見 西 舎 線	浦河郡浦河町字野深443番1地先から	同 18. 8.14																						
北海道室蘭土木現業所	浦河郡浦河町字上向別341番1地先まで																							
1 所 在 地	登別市新生町5丁目5番地13																							
2 商号又は名称	有限会社北海道賃貸ハウス（旧商号 有限会社ワールド）																							
3 代 表 者 氏 名	取締役 飯島 隆志																							
4 免 許 証 番 号	北海道知事胆振 ⁽¹⁾ 第907号																							
道教育庁網走教育局告示																								
北海道教育庁網走教育局告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成18年8月11日 北海道教育庁網走教育局長 巻 渕 雄 二 1 落札に係る物品等の名称及び数量 パーソナルコンピュータ（1月当たりの単価）一式 126台 2 落札を決定した日 平成18年7月31日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 NECリース株式会社 (2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号 4 落札金額 795,060円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告																								
支 庁 告 示 北海道渡島支庁告示第2号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成18年8月11日 北海道渡島支庁長 成 田 一 憲 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 (1) 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W） 2台 （除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W）2台と交換） (2) 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・1W） 1台 （除雪トラック（7tダンプ、S）1台と交換） 2 随意契約の相手方を決定した日																								

平成18年 6月16日付け北海道教育庁網走教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁網走教育局企画総務課
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道教育庁十勝教育局告示

北海道教育庁十勝教育局告示第8号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成18年 8月11日

北海道教育庁十勝教育局長 矢 花 司

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータの賃貸借（1月当たりの単価）一式 84台
(2) パーソナルコンピュータの賃貸借（1月当たりの単価）一式 42台

2 落札を決定した日

平成18年 7月26日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 東芝ファイナンス株式会社
イ 住 所 東京都中央区銀座5丁目2番1号
(2)ア 氏 名 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社
イ 住 所 大阪市中央区高麗橋1丁目6番6号

4 落札金額

- (1) 449,400円
(2) 261,450円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成18年 6月9日付け北海道教育庁十勝教育局告示第7号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局企画総務課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目